

様式1

事業報告書

(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 ウェルネス小畑歯科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 和歌山県和歌山市福島324-1
- (3) 設立認可年月日 平成12年12月15日
- (4) 設立登記年月日 平成12年12月28日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	小畑 文也	小畑歯科医院の管理者
理事	小畑 明子	
同	小畑 公子	
同	竹岡 亮子	
同	小畑 文憲	
同	小畑 直子	
同	小畑 裕史	
同	竹内 富子	
監事	三谷 育子	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	小畑歯科医院	和歌山県和歌山市福島324-1	無

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備 考
該当無		

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実施場所	備 考
該当無		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 6月 25日

令和 2年度決算の決定

令和 4年 4月 20日

令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3-2

法人名 医療法人 ウェルネス小畑歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 和歌山県和歌山市福島324-1

貸借対照表

(令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	200,204	I 流動負債	11,849
II 固定資産	58,001		
1 有形固定資産	18,009		
2 無形固定資産	752	負債合計	11,849
3 その他の資産	39,240	純資産の部	
III 繰延資産	55	科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	236,411
		純資産合計	246,411
資産合計	258,260	負債・純資産合計	258,260

様式 2

法人名 医療法人 ウェルネス小畑歯科医院
所在地 和歌山県和歌山市福島 3 2-4-1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額 258,260 千円
2. 負 債 額 11,849 千円
3. 純 資 産 額 246,411 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	200,204
B 固 定 資 産	58,001
C 繰 延 資 産	55
D 資 産 合 計 (A+B+C)	258,260
E 負 債 合 計	11,849
F 純 資 産 (D-E)	246,411

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 ウェルネス小畑齒科医院
 所在地 和歌山市福島324番地の1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式6

監事監査報告書

医療法人 ウェルネス小畑歯科医院
理事長 小畑 文也 殿

私は、医療法人 ウェルネス小畑歯科医院の令和3年会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月23日

医療法人 ウェルネス小畑歯科医院

監事 三谷育子